

建築基準法第 5 2 条第 7 項第 1 号の規定による容積率の緩和を適用しない区域の指定

建築基準法第 5 2 条第 7 項第 1 号の規定による、容積率の緩和を適用しない区域を次のように変更する。

上段()は変更前

用途地域の種類	指定する面積	指定しない面積	全体面積	指定する割合
第 1 種住居地域	(1 , 7 8 0) 約 1 , 7 9 2 h a	約 8 . 1 h a	(1 , 7 8 8) 約 1 , 8 0 0 h a	(9 9 . 6 %) 9 9 . 6 %
第 2 種住居地域	(7 5 3) 約 7 5 6 h a	約 1 8 h a	(7 7 1) 約 7 7 4 h a	(9 7 . 7 %) 9 7 . 7 %
準住居地域	約 3 0 3 h a	約 8 . 3 h a	約 3 1 1 h a	9 7 . 4 %
近隣商業地域	約 2 0 3 h a	約 7 3 h a	約 2 7 6 h a	7 3 . 6 %
商業地域	約 2 1 9 h a	約 2 0 1 h a	約 4 2 0 h a	5 2 . 1 %
準工業地域	(1 , 3 3 3) 約 1 , 3 3 5 h a	約 9 . 0 h a	(1 , 3 4 2) 約 1 , 3 4 4 h a	(9 9 . 3 %) 9 9 . 3 %
合計	(4 , 5 9 1) 約 4 , 6 0 8 h a	約 3 1 7 h a	(4 , 9 0 8) 約 4 , 9 2 5 h a	(9 3 . 5 %) 9 3 . 6 %

「区域は別添都市計画図面表示のとおり」

理由

中心市街地の定住の誘導と郊外住宅地の居住環境保全の観点から、木曳野地区について土地区画整理事業の進捗に伴い、都市計画マスタープランの土地利用の方針に則し、用途地域を変更する地域のうち第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準工業地域を指定する。

建築基準法第52条第7項第1号
の規定による容積率の緩和を適用しない区域

地区名	木曳野地区
面積	17.5ha

整理 番号	面積 (ha)	変更案	
		用途地域	容積率 建ぺい率
1-1	3.3	二住	200/60
1-2	2.4	準工	200/60
1-3	11.8	一住	200/60
合計	17.5		

- 用途地域凡例
- 第一種低層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域

